

F A X 送付案内

平成29年11月22日

A 4 2枚(本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

韓国の野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス 検出事例について

平素よりお世話になっております。

韓国の野鳥における高病原性型鳥インフルエンザウイルス検出事例について、農林水産省より情報提供がありましたのでお知らせします。

【概要】

- ・採材日：2017年11月13日
- ・採材場所：全羅南道順天(スンチョン)市
- ・検査材料：野鳥の糞便
- ・検査結果：高病原性(H5N6亜型)
- ・防疫対応：半径10km以内の地域を「野鳥獣類予察地域」と設定。
半径10km以内の家きん及び飼育鳥の移動制限及び消毒(21日間)等。

※ 本件は、韓国の野鳥における今シーズン初めての高病原性鳥インフルエンザの検出事例です。

※ 現在、韓国の家きんにおいて、高病原性鳥インフルエンザ(H5N6亜型)が1件発生しています。

鳥インフルエンザに関する情報(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

本病の発生については、世界各地で報告されており、国内では鳥根県の野鳥において高病原性鳥インフルエンザ(H5N6亜型)確定が7例、確定検査中が2例確認されています。

家きん農場等においては、これまで以上に緊張感を持って、侵入防止対策の徹底をお願いします。

☆個々の農場で！地域ぐるみで！

農場防疫(バイオセキュリティ)対策の徹底をお願いします！！

毎月29日(2月は9日)は畜産の日！県内一斉消毒の日！

本病侵入防止対策

野鳥、ネズミ等の侵入防止対策、消毒の徹底（車、人）をはじめとした飼養衛生管理基準の遵守の徹底と、特に下記事項について日頃から確認いただき、小さな不備でも修繕・整備など早急に実施していただくよう、また、異常を認められた際の早期発見早期通報の徹底についてもご指導いただくようお願いいたします。

記

- 1 鶏舎の穴をふさぐ（野生動物・ネズミ等の侵入防止）
- 2 防鳥ネットの補修（隙間のないように）
- 3 飲み水対策（水道水でない場合は消毒実施）
- 4 鶏舎専用の長靴、衣服の着用（鶏舎にウイルスを持ち込まない）
- 5 消毒の実施（鶏舎毎の踏込消毒槽、車両消毒、手指の消毒、鶏舎周囲への石灰の散布）